

江東区パートナーシップ・ ファミリーシップ宣誓制度 公正証書作成の手引き

令和 7(2025)年 6 月



江東区

目次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 公正証書とは..... | 1 |
| 公正証書の作成方法..... | 2 |
| 江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に必要となる公正証書..... | 3 |
| Q&A | 4 |
| 合意契約公正証書の文例サンプル【基本型】..... | 6 |
| 都内公証役場一覧 | 7 |
| パートナーシップ・ファミリーシップ受領証明書等の取得をご検討の方 | 10 |
| 公正証書作成等に関する相談窓口 | 10 |
| LGBT 等相談..... | 11 |

公正証書とは

公正証書とは、法務大臣から任命された国の公務に従事する公証人が、当事者である私人からの嘱託により、当事者間の法律行為や私権に関する事実について作成する公文書であり、公正の効力が生じるため、強い証拠力を有しています。

公証人の執務する公証役場

公正証書の作成は、公証役場でその所属する公証人によって行われます。

公証役場は、法務局または地方法務局に所属する公証人によって、法務大臣の指定した地に設置されており、

公正証書は、どこの公証役場でも作成できます。(公証役場一覧参照(p.7))

公正証書の作成方法

受付・公証人と面接・必要書類の提出



原稿を作成



原稿を確認修正



最終稿の確定



公正証書作成

契約文書(文案)のほかに、本人確認のための必要書類、次の①～⑤のいずれかが必要となりますが、詳しくは公証役場に確認してください。

- ① 運転免許証と認印
- ② パスポートと認印
- ③ 住民基本台帳カード(顔写真付き)と認印
- ④ 印鑑登録証明書(作成後3か月以内のもの)と実印
- ⑤ マイナンバーカードと認印

※ 必要書類や手続きの内容、受付方法については、あらかじめ公証役場に確認してください。

※ 日本語のみの対応となりますので、通訳が必要な方はご自身で通訳者をご用意ください。

江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に

必要となる公正証書

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓には、二人が共同生活を営むに当たり、当事者間において区が定める事項が明記された「合意契約公正証書」が必要となります

合意契約公正証書

必須事項

- ① 双方が愛情及び信頼に基づく真摯な関係にあること。
- ② 双方が生計を同じくし、共同生活において互いに責任を持って協力し、及びその共同生活に必要な費用を分担する義務を負うこと。

公正証書にした場合の例(※p.6 参照)

第〇条 甲及び乙は、愛情と信頼に基づく真摯な関係にあることを確認する。

第〇条 甲及び乙は、生計を同じくし、共同生活において互いに責任を持って協力し、及びその共同生活に必要な費用を分担する義務を負うものとする。

- 区では、上記の事項が明記されていることを確認します。
- これ以外の二人の合意事項を、合意契約公正証書に明記することは自由です。
- この公正証書は、「公正証書の作成方法」のとおり、公証役場で公証人によって作成され、二人の立会いのもと、署名捺印がされて完成します。
- 原本は、公証役場で保管され、二人には公正証書の正本が交付されます。

Q&A

Q 合意契約公正証書を作成する費用は、いくらでしょうか。

A 基本的には、次のとおりとなります。ただし、区が確認する事項以外の二人の任意の契約事項や、個々の公証人によって異なる場合もあるため、あらかじめ公証人に確認してください。

① 公証役場の手数料 1万1000円

※ 証書の枚数が4枚を超えるときは、超える1枚ごとに250円が加算されます。

② 正本の作成手数料 1枚250円×枚数

Q 必須事項以外の事項としては、例えばどのような内容がありますか。

A 必須事項の文例サンプルは p.6 に記載していますが、個々の文例については、二人の個別の事情に応じて、法律の趣旨に反しない限り、当事者双方の合意により、自由に内容を決め、記載することができます。

任意事項事例

第〇条【療養看護に関する委任】

1 甲乙は、そのいずれか一方が罹患し、病院において治療又は手術を受ける場合、他方に対して、治療等の場面に立ち会い、本人と共に、又は本人に代わって、医師らから、症状や治療の方針・見通し等に関する説明を受けることを予め委任する。

2 前項の場合に加え、罹患した本人は、その通院・入院・手術時及び危篤時において、他方に対し、入院時の付添い、面会謝絶時の面会、手術同意書への署名等を含む通常親族に与えられる権利の行使につき、本人の最近親の親族に優先する権利を付与する。

第〇条【日常家事債務に関する責任】

甲乙の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、第三者に対し連帯して責任を負う。

第〇条【財産関係】

1 甲及び乙が、本契約時までにそれぞれが有する財産は、各自の固有財産とする。

2 甲又は乙が、それぞれの親族から譲り受け、又は相続した財産は、各自の固有財産とする。

3 前二項に記載した以外の、甲乙の共同生活の期間中に取得した財産は、別異の合意がない限り、両名の共有に属するものとする。

4 共同生活に要する生活費は、原則として甲乙が平等に負担する。ただし、各人の収入が著しく相違する場合は、その収入に応じて公平に分担するように双方で協議する。

第〇条【財産関係の清算】

甲及び乙は、将来本契約が解消された場合においては、共同生活中に形成された共有財産については、均等の割合で分割するものとする。ただし、甲乙間で協議の上、別異の合意をしたときはその合意に従う。

第〇条【慰謝料】

本契約の終了につき責任のある当事者は、相手方に対し、別途、慰謝料の支払義務を負うものとする。

第〇条【別途協議】

本契約に関し、本証書に記載のない事項及び本契約の解釈について疑義のある事項については、甲及び乙は、互いに誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

参 考

合意契約公正証書の文例サンプル【基本型】

この文例サンプルは、基本型(p.3の必須事項のみを記載)となる例示です。

文例サンプル中、区が確認する必須事項は、第2条第1項と第3条の内容となります(の箇所のみ)。

第1条、第2条第2項及び第4条は、任意に記載した場合の例示となっており、二人の希望等により修正等を行うことができます。

また、この文例に他の事項を任意で追加することもできます(p.4「任意事項事例」参照)

〔基本型〕

パートナーシップ合意契約公正証書

本職は、令和〇年〇月〇日、〇〇〇〇(以下「甲」という。)及び〇〇〇〇(以下「乙」という。)の囑託により、次の法律行為等に関する陳述を録取し、この証書を作成する。

第1条 甲及び乙は、江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例に基づく「パートナーシップ・ファミリーシップ受領証明」の取得に当たり、両名の共同生活に関し、以下のとおり合意する。

第2条 甲及び乙は、愛情と信頼に基づく真摯な関係にあることを確認する。

2 甲及び乙は、将来にわたるパートナーとしての意思が揺るぎないものであることを互いに誓約する。

第3条 甲及び乙は、生計を同じくし、共同生活において互いに責任を持って協力し、及びその共同生活に必要な費用を分担する義務を負うものとする。

第4条 甲及び乙は、合意により本契約を終了させることができる。

2 甲又は乙は、他方が本契約条項に違反した場合その他本契約を継続し難い事由がある場合は、相手方に対する意思表示により、本契約を解除することができる。

3 甲又は乙は、本契約が解除された場合は、速やかに江東区長にパートナーシップの解消を届け出なければならない。

以 上

都内公証役場一覧

※日本公証人連合会ホームページより引用

| 公証役場 | 郵便番号 | 所在地・メール | TEL | FAX |
|------|----------|---|--------------|--------------|
| 霞ヶ関 | 100-0011 | 千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル地下1階 kasumigaseki4315@proof.ocn.ne.jp | 03-3502-0745 | 03-3502-3840 |
| 日本橋 | 103-0026 | 中央区日本橋兜町 1-10 日証館ビル 1 階 nb.notar@cello.ocn.ne.jp | 03-3666-3089 | 03-6661-7611 |
| 渋谷 | 150-0041 | 渋谷区神南 1-21-1 日本生命渋谷ビル 8 階 shibuya@koshonin.gr.jp | 03-3464-1717 | 03-3464-2799 |
| 神田 | 101-0044 | 千代田区鍛冶町 1-9-4 KYYビル3階 kanda@kanda-kosho.jp | 03-3256-4758 | 03-3256-1200 |
| 池袋 | 170-6008 | 豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60ビル 8 階 ike-kosho@bird.ocn.ne.jp | 03-3971-6411 | 03-3984-2740 |
| 大森 | 143-0016 | 大田区大森北 1-17-2 大森センタービル 2 階 omori-notary@coffee.ocn.ne.jp | 03-3763-2763 | 03-3763-4500 |
| 新宿 | 160-0023 | 新宿区西新宿 7-4-3 升本ビル 5 階 manager@shinjuku-notary.com | 03-3365-1786 | 03-3365-3835 |
| 文京 | 112-0003 | 文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター8 階 office@bunkyo-kosho.jp | 03-3812-0438 | 03-3812-0413 |
| 上野 | 110-0015 | 台東区東上野 1-7-2 富田ビル 4 階 uenotary@siren.ocn.ne.jp | 03-3831-3022 | 03-3831-3025 |
| 浅草 | 111-0034 | 台東区雷門 2-4-8 あいおいニッセイ同和損保浅草ビル 2 階 asakusa@asakusa-koshoyakuba.jp | 03-3844-0906 | 03-3845-2523 |
| 丸の内 | 100-0005 | 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 2 階 235 区 marunouchi@maru-notary.com | 03-3211-2645 | 03-3211-2647 |
| 京橋 | 104-0031 | 中央区京橋 1-1-10 西勘本店ビル 6 階 kyobashi@koshonin.gr.jp | 03-3271-4677 | 03-3271-3606 |
| 銀座 | 104-0061 | 中央区銀座 4-4-1 銀座清水ビル 5 階 office@ginza-notary.jp | 03-3561-1051 | 03-3561-1053 |
| 新橋 | 105-0004 | 港区新橋 1-18-1 航空会館 6 階 shinbashi@koshonin.gr.jp | 03-3591-4845 | 03-3591-5590 |
| 芝 | 105-0003 | 港区西新橋 3-19-14 東京建硝ビル 5 階 info@shiba-kosho.jp | 03-3434-7986 | 03-3434-7987 |

| 公証役場 | 郵便番号 | 所在地・メール | TEL | FAX |
|------|----------|--|--------------|--------------|
| 麻布 | 106-0045 | 港区麻布十番 1-4-5 深尾ビル 5 階 azabukosho2022@air.ocn.ne.jp | 03-3585-0907 | 03-3585-0908 |
| 目黒 | 141-0021 | 品川区上大崎 2-17-5 デルダンビル 5 階 info_meguro@chic.ocn.ne.jp | 03-3494-8040 | 03-3494-8041 |
| 五反田 | 141-0022 | 品川区東五反田 5-27-6 第一五反田ビル 3 階 gotanda-yakuba@citrus.ocn.ne.jp | 03-3445-0021 | 03-3445-1136 |
| 世田谷 | 154-0024 | 世田谷区三軒茶屋 2-15-8 ファッションビル 4 階 info@setagaya-kosho.jp | 03-3422-6631 | 03-3487-5925 |
| 王子 | 114-0002 | 北区王子 1-14-1 山本屋ビル 3 階 ohji.kousyou01@mx4.alpha-web.ne.jp | 03-3911-6596 | 03-3911-6594 |
| 赤羽 | 115-0044 | 北区赤羽南 1-4-8 赤羽南商業ビル 6 階 akabane_notary@vega.ocn.ne.jp | 03-3902-2339 | 03-3902-2420 |
| 小岩 | 133-0057 | 江戸川区西小岩 3-31-14 トーエイ小岩ビル 5 階 koiwa.k@mx1.alpha-web.ne.jp | 03-3659-3446 | 03-3671-0486 |
| 葛飾 | 125-0062 | 葛飾区青戸 6-1-1 朝日生命葛飾ビル 2 階 info@katsushika-kosho.jp | 03-6662-9631 | 03-6662-9632 |
| 錦糸町 | 130-0022 | 墨田区江東橋 3-9-7 国宝ビル 5 階 office@kinshi-kosho.jp | 03-3631-8490 | 03-3635-1540 |
| 向島 | 131-0032 | 墨田区東向島 2-29-12 102 号室 info@mukojima-kosho.jp | 03-3612-5624 | 03-3612-2890 |
| 千住 | 120-0026 | 足立区千住旭町 40-4 サンライズビル 3 階・4 階 info@senju-kosho.jp | 03-3882-1177 | 03-3882-1178 |
| 練馬 | 176-0012 | 練馬区豊玉北 5-17-12 練馬駅前ビル 3 階 nerima-notary@eagle.ocn.ne.jp | 03-3991-4871 | 03-3993-3428 |
| 中野 | 164-0001 | 中野区中野 5-65-3 A-01ビル 7 階 nakanok@mx4.alpha-web.ne.jp | 03-5318-2255 | 03-5318-2266 |
| 杉並 | 167-0032 | 東京都杉並区天沼 3-3-3 澁澤荻窪ビルディング 4 階 sugikohs@sage.ocn.ne.jp | 03-3391-7100 | 03-3391-7103 |
| 板橋 | 173-0004 | 板橋区板橋 2-67-8 板橋中央ビル 9 階 info@i-kosho.jp | 03-3961-1166 | 03-3962-2810 |
| 麹町 | 102-0083 | 千代田区麹町 4-4-7 アトム麹町タワー 6 階 notarykj@blue.ocn.ne.jp | 03-3265-6958 | 03-3265-6959 |

| 公証役場 | 郵便番号 | 所在地・メール | TEL | FAX |
|-------|----------|--|--------------|--------------|
| 浜松町 | 105-0012 | 港区芝大門 1-4-14 芝栄太楼ビル 7階 kosho@hama-notary.jp | 03-3433-1901 | 03-3435-0075 |
| 八重洲 | 103-0028 | 中央区八重洲 1-7-20 八重洲口会館 6階 ykousyou@mint.ocn.ne.jp | 03-3271-1833 | 03-3275-3595 |
| 大塚 | 170-0005 | 豊島区南大塚 2-45-9 ヤマナカヤビル 4階 otukakoshonin@watch.ocn.ne.jp | 03-6913-6208 | 03-6913-6237 |
| 赤坂 | 107-0052 | 港区赤坂 3-9-1 八洲貿易ビル 3階 akasaka-notary@hkg.odn.ne.jp | 03-3583-3290 | 03-3584-4987 |
| 高田馬場 | 169-0075 | 新宿区高田馬場 3-3-3 NIAビル 5階 info@takadanobaba-notary.jp | 03-5332-3309 | 03-3362-3370 |
| 昭和通り | 104-0061 | 中央区銀座 4-10-6 銀料ビル 2階 higashiginza@kousyoyakuba.net | 03-3545-9045 | 03-3545-9080 |
| 新宿御苑前 | 160-0022 | 新宿区新宿 2-9-23 SVAX 新宿 B館 3階 gyoen@saturn.plala.or.jp | 03-3226-6690 | 03-3226-6692 |
| 武蔵野 | 180-0004 | 武蔵野市吉祥寺本町 2-5-11 松栄ビル 4階 musashino-kosho@nifty.com | 0422-22-6606 | 0422-22-7210 |
| 立川 | 190-0023 | 立川市柴崎町 3-9-21 エルフレア立川ビル 2階 tachikawa@clock.ocn.ne.jp | 042-524-1279 | 042-522-2402 |
| 八王子 | 192-0082 | 八王子市東町 7-6 エバース第 12 八王子ビル 2階 leu00445@nifty.com | 042-631-4246 | 042-631-4247 |
| 町田 | 194-0021 | 町田市中町 1-5-3 koshomachi@kvp.biglobe.ne.jp | 042-722-4695 | 042-722-5693 |
| 府中 | 183-0023 | 府中市宮町 2-15-13 第 15 ミツ木ビル 3階 fuchu-tokyo-ha@abox3.so-net.ne.jp | 042-369-6951 | 042-362-9075 |
| 多摩 | 206-0033 | 多摩市落合 1-7-12 ライティングビル 1階 tm-kosho@dream.ocn.ne.jp | 042-338-8605 | 042-338-8659 |

上記は 2025 年6月現在の情報です。

最新情報は、日本公証人連合会ホームページ 公証役場一覧をご覧ください。

<http://www.koshonin.gr.jp/list/>



パートナーシップ・ファミリーシップ受領証明書等の 取得をご検討の方

- 「江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度・利用の手引き」をご覧ください。
手引きは区ホームページ上に掲載しています。
<https://www.city.koto.lg.jp/055202/kurashi/jinken/danjo/center/lgbt-shien.html>
 - 必要書類の準備ができたなら事前予約の上、
江東区人権推進課男女共同参画係(江東区扇橋 3-22-2 パルシティ江東2階)までお越しください。



公正証書作成等に関する相談窓口

※対象:江東区在住・在勤の方

詳細は HP をご覧ください <https://www.city.koto.lg.jp/kurashi/sodan/horitsu/index.html>



弁護士による法律相談(無料)

- 日時:月～金 13時～16時 事前予約制 ひとり(1組)30分
- 問合せ・予約:03-3647-4700

司法書士による法律(登記等)相談(無料)

- 日時:第1,3水曜 14時～16時 事前予約制 ひとり(1組)20分
- 問合せ・予約:電話(03-3647-4700)もしくは HP から

LGBT 等相談

※対象:江東区在住・在勤・在学の方(本人・家族・支援者等)

詳細は HP をご覧ください

<https://www.city.koto.lg.jp/055202/kurashi/jinken/danjo/center/lgbtsoudan.html>



電話相談【予約不要】

相談日:毎月第3木曜日 17時~20時(祝日除く)

電話番号:03-3647-1171(電話相談専用)

面接相談(来所・オンライン)【要予約】

来所による対面相談またはオンライン(Zoom)相談を実施しています。家族や友人等と一緒に相談いただくことも可能です。

相談日・時間

毎月第2火曜日 17時~20時(祝日除く)

[1] 17時00分 ~ 17時45分

[2] 18時00分 ~ 18時45分

[3] 19時00分 ~ 19時45分

予約

ホームページまたは電話にて受け付けています。

オンライン予約:上記ホームページより

電話:03-3647-1163(平日9時~17時)

江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 公正証書作成の手引き

第1版

令和7年6月発行

江東区 総務部 人権推進課 男女共同参画係

〒135-0011 江東区扇橋 3-22-2 パルシティ江東 2階

TEL: 03-3647-1163 / FAX: 03-5683-0340

Mail: koto-ps-fs@city.koto.lg.jp

受付時間: 平日午前9時～午後5時(年末年始を除く)

※毎月第2・4月曜日は施設休館日のため、窓口受付は行っていません。